

文京区男女平等センター登録団体企画事業助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、文京区男女平等センターを拠点に日々学習活動を行う団体が区民を対象に講座、講演、セミナーなどを開催するに当たって、必要となる講師謝礼等経費の一部を助成することにより、男女平等社会の進展に資することを目的とする。

(要件)

第2条 この要綱による助成を受けようとする団体及び事業は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 文京区男女平等センターの登録団体であること。
- (2) 男女が平等に参加できる社会の実現に資する内容であること。
- (3) 文京区男女平等センター内で実施するものであること。
- (4) 無料若しくは実費程度の参加費で広く区民に公開された学習活動であること。

(申請)

第3条 この要綱による助成を受けようとする団体は、別に定める募集要領に従って、申請書を文京区女性団体連絡会に提出しなければならない。

(選考)

第4条 文京区女性団体連絡会は、前条による申請を受けたときは、文京区男女協働・子ども家庭支援センター担当課職員及び文京区女性団体連絡会役員で構成する選考委員会において助成の可否を決定する。

(金額)

第5条 助成金額は、当該事業に要する経費内とし、20,000円を上限とする。
なお、実施会場については、別に文京区女性団体連絡会において用意する。

(報告)

第6条 助成を受けた団体は、事業の実績及び経理内容を事業終了後速やかに文京区女性団体連絡会に対して報告しなければならない。